

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会

第20回議事録

- 1 日時：平成16年5月20日（木）13：00～14：30
- 2 場所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室
- 3 出席者：
 - 【委員】阿部博之会長、大山昌伸議員、岸本忠三議員、薬師寺泰蔵議員、黒田玲子議員、相澤英孝委員、荒井寿光委員、稲蔭正彦委員、浮川和宣委員、江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、原山優子委員、森下竜一委員、山本貴史委員
 - 【文部科学省】田中敏研究環境・産業連携課長、伊藤学司研究環境・産業連携課技術移転推進室長、杉野剛専門教育課長
 - 【経済産業省】橋本正洋大学連携推進課長
 - 【特許庁】 嶋野邦彦技術調査課大学等支援室長

会長 ただいまから第20回知的財産戦略専門調査会を開催させていただきます。

まず、事務局から資料の確認をしてください。

事務局 （資料の確認）

会長 それでは、前回に引き続いて御議論をいただきますが、本日は報告書の取りまとめです。事務局で前回の御議論を踏まえた案の修正版をつくってもらいましたので、それについて最初に説明をしてもらい、その後で御議論をいただきたいと思います。

事務局 （資料1に沿って説明）

会長 それでは、今の報告を踏まえて、案について御意見等をちょうだいしたいと思います。

委員 9ページの(3)に「研究者の流動化に配慮したルールを明確化する」とございます。全体に研究者が大学や機関を変わったりした際に、研究が止まるのを防ぐということで研究者中心に書かれています。共同研究ある

いは委託研究のさなかに先生方が変わり、その研究が止まってしまうということは企業にとっても大変大きな問題になります。それに対応する文章ということで、下から7行目に「異動後の大学等において研究を継続することに支障が生ずることがないように」とあります。その後に「及び」ということで、「産学連携プロジェクトへの支障が生ずることのないよう、柔軟な措置を講ずる」というような企業間の保護の部分も入れていただければと思います。

会長 今回の御意見には異論はないと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局の方で今の文言は工夫させていただきたいと思います。ほかの点はいかがでしょう。

委員 22ページの上から4行目で「(2) 弁理士の大幅な増員と資質の向上を図る」の中の i) が「知的財産を中心にしたビジネスの構築・支援等の高度な専門性」とあります。ビジネスの構築・支援等は、これはこれで非常にいいことだと思いますが、「等」と言いますと、これを主流にしてその周辺というニュアンスがあります。やはりビジネスの構築・支援は望ましい弁理士育成の一つのパターンになります。したがって、もし残すのでしたら「ビジネスの構築・支援までも含めた」とか、発展していく形のニュアンスにさせていただければと思います。

会長 このままだとそれだけを備えればいいと誤解されるのではないかという趣旨ですね。では、そういう趣旨で工夫をさせていただきたいと思います。

委員 同じく22ページの(3)で知的財産専門職大学院に関して、ここは知的財産教育を推進することにウエイトが置かれているのか、あるいは専門職大学院を設置することにウエイトが置かれているのか、2つの点があると思います。

知的財産に関する教育は、大学院といった固定的なものをつくるよりももっと軽い形で、総合大学の中において全学レベルの教育、大学院レベルの教育プログラムというものの方が、必要に応じて中身を変えることができます。また教員に関しても、現時点では専門の教員をどうやって確保するかという非常に難しい問題があります。そういうことに関して、いろいろな学部や専門の方たちを必要に応じて集めていくフレックスなものの方が望ましいというのが私の個人的な意見です。

必要なのは知的財産教育であって、それに関わる一つの枠組みが大学院と

いう形かもしれませんが、それ以外にも強力な候補があるということも含んでいただきたいと思います。

会長 文章上で具体的な御提案はありますか。

委員 (3)のタイトルのところに「知的財産教育を推進する」として、本文の中に一つの例として、「知的財産専門職大学院など」と弱めた形で入れていただければと思います。あるいは、教育プログラムについて文章を追加するといいいと思います。

会長 前回、知的財産専門職大学院については随分議論があり、積極的に推進すべきという御意見と、それはいいが、どういう制度設計にするか、あるいはどういう目的で学生を教育するかということについて異論もありました。これは知的財産戦略本部の専門調査会でも同じような議論があって、多少あいまいになっております。

しかし、知的財産教育全体を推進することについて、文章の中に知的財産専門職大学院を例示として挙げる提案には、かなり今まで議論がありました。そういう提案について、いかがでしょうか。

委員 今の御提案は、(3)のタイトルも変更するというのでしょうか。

委員 知的財産に関する教育を推進するということが非常に重要なことで、どういう形で推進するかはいろいろな形があると思います。その一つとして大学院という構想もあるでしょうし、もっとフレキシブルな大学内の大学院レベルのプログラムもあるし、また社会人を対象としたプログラムとか、いろいろな形がある。それを一つに絞り込むということではなくて、含みを持った形でもって教育を考えていただければというのが私の意見です。

委員 御趣旨には賛成いたします。知財専門職大学院と例えばMOT、これは広がりを持っていきますと、今は水とお湯のようなものですが、そのうち温かい水とぬるいお湯になると思うんです。そういう意味では、「等」という表現で書いてあるのでいいのかなとは思っていたんですが。

委員 「等」の位置づけは微妙なところで、こういうふうに書いてあるとやはり頭の方に目がいきますよね。それで、「等」というのは余り考えなくなるので、「等」も読み込んでくださる方が多ければいいのですが。

委員 委員の修正の提案のとおりでよろしいのではないかと思います。

会長 それでは、知的財産専門職大学院については文章の中ではきちんと書くということで、委員の提案のように修文をしてみたいと思います。

事務局 御指摘を踏まえまして、(3)の「知的財産専門職大学院における」というのを削除して「知的財産教育を推進する」という表題にし、文章の上から3行目、「知的財産に強い専門家を育成する知的財産専門職大学院を設置する」の後ろに「等」を入れて、「設置する等、大学の自主的な取組を促す」ということではいかがでしょうか。

会長 今の事務局案はいかがでしょう。知的財産専門職大学院は積極的に推進しようというお考えも非常に多いわけですから、これは残しておきたいと思います。

それでは、特に御異存がないようですのでそうさせていただきます。

委員 15ページのvi)のところですが、*「産業界に対して、大学等が成果を実施する主体ではないこと等」*という文章は、新たに付け加わったと思います。しかし14ページを見ますと、契約を結ぶ際には、共同研究、受託研究、実施ルール等、それから不実施主体である大学の特性や企業側における実施化促進といった点を踏まえ、この契約上の工夫をなさいと書いてあります。この両者を比べますと、新たに付け加わったvi)のところは「不利な立場」という文章だけが違ってきます。これを入れた趣旨がよく理解できません。

既に研究開発を主体とした組織等が各所にできており、私どもはそういったところと共同研究等を実施しております。それは契約に則ってやっているわけですが、特に大学が、それらの組織と比較して大きく変わることはないのではないか。わざわざ不利という言葉を入れる必要性があるのかという感じがいたします。

会長 ここは、事務局で新しく挿入されたんですか。

事務局 前回から既に入っている文章でございまして、今回追加で入れたということではありません。vi)で文章に入れているのは、産業界に対するメッセージを付け加えたいということで、同じことの繰り返しのよう見え

るかもしれませんが、産業界の方に対して大学に配慮してくださいということをお伝えしたかったわけです。「不利な」という表現がまずければその3文字は削除させていただいても結構です。

会長 たまたま「不利な」と書きたくなる事例もあります。しかし、御指摘のように収まりが悪いのであれば「不利な」という3文字を取ることも考えられます。

委員 私も全く同じ点が気になっていました。正直申し上げて、大学は硬直的な契約を利用して、産業界は比較的柔軟であったということだったと思います。そういう意味では、vi)として新たに項目を起こすのではなくて、iii)の項目の最後に産業界は大学の立場も十分考慮して柔軟な計画をするとか、もう少しトーンを落としていただければどうかと思います。

会長 委員の方から、「不利な」という言葉は入っておりませんでしたから落とすということだと思えますが、かつiii)の後ろに付けたらどうかという御提案がありましたが、何か御意見はありますか。

委員 各大学が法人化されて、共同研究契約とか、特許の持ち分とか、どのような出願費用の負担かは大学によってまちまちだと思うんですが、多くの大学で起こっている混乱は、両者の発明の場合です。

共願者で共同研究相手である企業は自己実施ができるけれども、大学は事業化してビジネスをすることにはあり得ないので、そのときの費用負担をどうするかということとか、あるいはその場合不実施の対価のようなものを要求する大学もあります。その場合、現場ではかなり混乱が生じていることを考えると、大学も法人化をされて民間企業と同じように知的財産に対する理解や情報機密に対する管理が求められているわけです。そういう部分を今度は産業界にも理解いただきたいということは、是非入れていただきたいと思っております。

委員 例えば、弊社でも京都にある独立した研究開発機関と共同開発契約を結び、やっているわけです。まさにそういったところも不実施団体であるわけです。このケースでは特に混乱も起きていませんので、そのような形でフレキシブルにお互いに契約を結んでいけばいいのではないかと思っています。

それから共願等について、企業側もその持ち分については費用をきちんと

払うのは当然のことですから、その不実施部分についてどのようにお互いに取り扱っていくかは協議しながら決めていけばいいだろうと思います。これは「不利」と書きましたけれども、大学で生まれた特許は、国内にだけ特許がある場合に、国際競争力という点で企業の方が不利になってしまう場合があります。不実施だから金を払えということですが、海外の企業は、まさにそれを無料で使える状況もあるわけです。ですから、本当に大事なことはお互いの立場をきちんとそれぞれ理解して、それに則った契約を結んでいくことだと思うんです。不実施だから不利だと、短絡的にそういう発想だけではまずいだろうと思います。

会長 委員の御発言で、「不利な」という言葉を除いた方がいいだろうということ、また、それに加えて vi) と同じような文章を iii) の後ろに付けたらどうかという御提案がありました。そこに絞ってお答えいただきたいと思っています。

委員 「不利な」は私も取っていいと思います。要するにフレキシビリティが重要であることに注力をした形で vi) はそのまま残して、ニュアンスが出るような文章に修文いただければと思っています。

会長 そうすると、vi) はやはり独立していた方がいいという御意見ですね。

委員 大学と同じように企業が硬直的だと思われるのが嫌だということでそう申し上げたわけで、一番大きいのは「不利な立場」という点ではないと思います。柔軟な取り組みができればいいと思っています。

会長 柔軟性については書いてありますが、それでは「不利な」という3文字は取るということではいかがでしょうか。

また、具体的にどこをどう直せばよくなりますか。柔軟性というのは書いてありまして、フレキシブルと柔軟性は一緒だと思っていますが。

委員 そうですね。そういう意味では「不利な」を取ればいいと思います。

会長 それでは、ほぼ3方の御意見は収斂しつつありますが、いかがでしょうか。

それでは、vi)は独立させますが、「不利な」を消すことで修正をいたします。

委員 18ページの(2)、「企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に充当することを奨励する」、これだと委託研究費に特許取得費用が全部上に乗ってきてしまう気がしますが、本来こういう特許の費用は契約にもよります。共同で権利を持つ場合にはそれぞれの費用を分担することもあります。本来、資産を形成する上で大学が一元的に支払っていくべきではないかと感じます。

したがって、このままでいくと一方的に、企業は特許出願費用を負担するということにもなりかねません。こうなると税務上の問題も若干出てまいります。多分、権利は大学側に帰属するという形になってしまうのではないかと。

そういうことのないようにしていただきたいということで、具体的にどうすればいいのかということをお求められると思います。下から3行目に「その際、産業界の了解を得て」、その後、「権利の一部譲渡等あるいは繰越しや研究成果の転用等を可能とする等の柔軟な取扱いをするように促す」と、権利帰属をどのようにするかまで含めて、そういうことが可能になるということと、それからタイトルの「奨励する」というところは、奨励ではなく「可能になる」という表現になればいいかと思っております。

会長 委員がおっしゃっていることと私の理解は少し違っていて、これは国の研究費が典型的ですが、何年か前までは間接経費というのは全くなかったわけです。

ところが、研究を遂行していくためには、大学の施設を使うためのさまざまな間接費が実際には使われてきているわけです。アメリカでは、研究費は入っているわけですが、間接費はどこかから持ってきて使えるというわけにはいかないで、間接費を積極的に増やしていただくということで動いてきています。企業からいただく研究費においても、研究費の中に間接費を含める方向に積極的に持っていきたい考え方が根底にあります。

その間接費の中で、これは知財に関する取得・維持費用に使ってはいけないということではなくて、それをちゃんと使えるようにしませんかという提案であって、委員がおっしゃったのは私の理解の方向は違うんです。

事務局 趣旨は会長のおっしゃるとおりで、大学の中の資金運用の問題を取り上げているつもりでございますが、委員の懸念があるとすれば、先ほど御指摘いただいたように権利の一部譲渡というものをここに入れるのはど

うでしょうか。

会長 権利の一部譲渡をここに入れるというのは、私は少し踏み込み過ぎると思います。これは委員の方がアメリカのことはお詳しいかもしれませんが、これから国際競争をしていくときに余り踏み込んだことを書いてしまうのがいいかどうか。

委員 この項目は、今でも大学に研究委託するときにはオーバーヘッドが必要になっています。それが決まっています、その中に特許関係の費用に流用することが十分でなかったということで、大学内部の問題として話が出ているのならばわからなくもない。

我々が心配しているのは、大学から発明が生まれると、出願関係の予算がないので出願費用を全面的に企業に持ってほしいが権利は私のもの、というところです。その辺は贈与の問題もあり税務上も難しいので、一部の権利譲渡というやり方とか、いろいろな手法を使って合法的に経費を落としているというのが現実です。

そういう意味では、共同研究、あるいは研究委託をする場合に、特許費用は企業持ちと一方的に宣言され、帰属が全部大学のものという形ですと扱いが非常に困難だと思いました。

会長 私のさっきの意見は、委員がおっしゃったようなケースを肯定しているわけではありません。

委員 実態を見ると、ほかの研究成果への転用とか繰越しはやむを得ないという感じはいたします。

ただ、委員が言いましたように、経理の人間と話をしますと、間接経費の中に知的財産、あるいは間接経費とは別に知的財産の費用を明記してしまったとすれば、やはり問題は出てくるということです。寄付行為的な取扱いになってしまう部分も少し懸念しておりました。ですから、国税等についてもどういう形で取り扱うのかを特に検討していただければ、企業側はそういう心配もなく取り扱えると思います。

会長 税金の心配はここには書いていないのですが、税金の検討はほとんどしておりません。何かこの件について御意見がございますか。

委員 もしそういう問題があるなら、財務省に見解を聞いて税法上問題が

あるなら、これは削除すべきではないかと思えます。ここには、税法の専門家もいないので、税法上の論点を盛り込むのは不相当だと思えます。

会長 税法上変えてもらいたいという提案も幾つかありますので、財務省に聞くところまではいいと思えますが、それでもなおかつ、これは提言していいかどうかということはあるかと思えますので、今の御提案のように財務省で調べることはしたいと思えます。

委員 間接経費として特に明記していなくても、間接経費として使われているものがあるわけです。したがって、間接経費が幾らであるかということで、どのように大学側が分配して使うのかについては我々が特に注文をつけるということではありません。

ただ、特許出願費用だから出してくれという形態になると問題だと申し上げているわけです。

会長 それは、おっしゃるように共同研究だから企業がすべて特許に関する費用を負担する義務があると決め付けてしまう、あるいはそう読んでしまうとなれば、さっき私が申し上げた趣旨とずれてまいりますので、そこは注意する必要があると思えます。その問題とは別に、税金の問題をきちんと調べて対応しなければいけないと思えます。

委員 間接経費というのは一律に取っておいて、それを大学内でどのように使うかということになれば、税務上の問題も寄付行為という問題も解決されると思えます。

委員 現時点で間接経費を知財関係に使うことは縛りがあるのですか。個々の大学がどのように使うかを決められるのであれば、あえてこう書く必要はないような気がします。

会長 そうではないんです。ここに間接経費と書いておくことがなぜ必要かという、日本は間接経費という感覚が少なくとも近い過去までなかったので、間接経費が大切なんだということも含めて、間接経費という言葉は残したいんです。残すけれども、今度は硬直的考えとして、では間接経費と知財費用は別で、共同研究をやったときに間接費用はありますが、それとは別に特許費用を分担してもらわないと収まらない大学があるとなれば、これまたおかしい話です。そういうことで私はこの文言は残したいんです。ただ、

内容において非常に大きい誤解を受けることは是非とも避けなければいけないと思います。

文部科学省 少し実態を御説明申し上げた方が御理解いただけると思います。確かに間接経費は上乘せということではなくて実態上はオーバーヘッドとしてやっている間接経費ですが、間接経費をどう使うかは基本的に大学が自分で決められることではあります。今まで特に国立大学の場合、自分で特許を取ってその経費を負担することは余りなかった。したがって、オーバーヘッドを何に使っていたかという、人件費とか、大学が自由に自分の都合がいいように使っていたわけです。

しかし、こういう時代ですから、その特許費用を自分で出さなくてはいけない。そのときには、間接経費をうまく使ってくださいと申し上げています。それを言ってあげないと、今まで間接経費はこれに使おうと、使い方が結構決まってしまうから、特許経費に使おうといってもなかなか使えないというのが実態です。それは大学の運用の判断の問題で、文科省が言うのも変かもしれませんが、書いた方が大学の知財を更に増やしていくという観点からは進むだろうと思っています。

委員 どこまで手取り足取りするかというところが線引きだと思うんですが、法人化されたことによって自立的に運営することを期待するのであれば、更に手取り足取りを続けることには反発を感じます。

会長 手取り足取りではありません。「奨励する」ですから、「奨励する」を消せと言われると少し変わってきますが。

委員 そういうことが可能であるという形に弱くすることは可能ではありませんか。

委員 大学の实態から言うと、必ずモデルを出して、しかも「奨励する」と書いても、やる大学は多分1割とか、そんなものだと思うんです。そういう意味では、強目に書いておかないと大学の事務方が動くとはあり得ないだろうと思います。間接経費の使用も、現場の研究者レベルでは全くわからなくて、どうなっているかというのは事務方しか理解していないと思います。そういう意味では、こういう文章がないと恐らく質問そのもののできない状況なので、こういう形で書いていただいた方がいいのではないかと。それでも言葉の文面ほど強く効力はないと思いますので、「奨励する」くらい

の言い方でもいいのではないかと思います。

会長 今日の御議論を踏まえて事務局で少し工夫いたしまして、場合によっては御相談させていただくということはどうでしょうか。

委員 例えば、「企業等から提供されている研究費に含まれている間接経費の一部を」とすれば、既に含まれてという趣旨になり、払っている研究費のほかに知的財産関連経費をよこせという話ではないということは明確になるのではないかと思います。

会長 そう簡単にはいかず、もっと間接経費を増やしてもらわなければいけないということが一方であります。近過去において間接経費という観念はなかったわけですので。それによって税金の問題が生ずるとか、特許の費用は企業が全部負担する義務があると、大学が誤解をしないようにすることに絞って事務局に工夫をしてもらいたいのですがいかがでしょうか。

委員 それで結構です。

会長 間接経費を増やしていただく精神は、是非緩めないようお願いしたいと思います。

委員 この文章の中に「その際、産業界の了解を得て」という文言が入っています。私どもは国税を心配していますが、産業界はどういう形で了解を得るのかよくわからないんです。各企業との契約であれば、特別に何もしなくてもいい感じがするんですが。

会長 これは事務局ではどういう理由で書いたんでしょうか。

事務局 他人の特許を取るのに経費を回すということに対して、聞いていないという話になると、契約段階で一応了解を取った上でやるべきではないかと思imasるので、あえて書いているのですが。

委員 そういうふうに言うと、かえって特許料を負担しろと言っているのと同じになるのではないかと思います。だから、間接経費があります。それをどうお使いになろうか、それは大学の御自由ですというスタンスに立ってもらった方がわかりやすいのですが。

会長 事務局で説明がありましたように、委員が言われたことと全く逆の心配をしていたわけですが、そういう心配があるのでしたら取ることも考えられますが、いかがでしょうか。最初から契約がきちんとされていれば、これはそういうことがあいまいになされているという前提が入っているのかもしれませんが、これは取ることにいたしましょう。そういうことで、なお文章を少し考えさせていただくということにいたしましょうか。

委員 19ページの(4)の「国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認める」ということですが、これは対象をベンチャー企業、スタートアップ、スピンオフ企業とかにフォーカスする必要はないのでしょうか。すべての企業に対しての枠組みということでしょうか。

アメリカの事例を取りますと、スタートアップとかスピンオフの場合には現金がないのでライセンスフィーを払うことができない。だからこそ、大学としては株式として一応納めてもらう流れのような気がするんですが、その流れをくんだ形でここに書き込んでいるのか、あるいは本当に投資というものを含んだ形にしているのか。

事務局 おっしゃるとおり、大学発ベンチャーを想定しているわけですが、大学発ベンチャーの定義がはっきりしたものではないということ、もう少し弾力的に中小企業に出したときに、お金のない中小企業がロイヤリティを払えないという話に対してのサポートなどを考えていくと、そこに特定することが得策なのかどうかという話です。

文部科学省 基本的には大学発ベンチャーがかなり多いです。そこがメインターゲットになると思っておりますが、いわゆる大学が保有している技術を産業分野に移転する際には、大学発ベンチャー以外でもさまざまな形態が考えられます。それが例えば起業後3年、5年のような場合もありますし、中小企業で資金繰りの部分で現金を支払うのは難しいという部分もあります。

ただ、実際にどこに対象を絞るかというのは、御提言をいただいた後、更に引き続き検討をしていく部分であろうかと思っております。

会長 念頭にあるのは大学発ベンチャーだと思います。文科省より説明がありました、ほかの大学発ベンチャーでない企業にも読めるように書いてありますが、そうだとどういったデメリットがあるのでしょうか。

委員 デメリットは多分ないと思います。それこそ大手企業の方が株を大学に渡すことはあり得ないと思いますし、実際にそういう事例はまず考えなくていいのではないかと。

ただ、大学発とか中小企業という枠組みを決めると、バイオ系ベンチャーの場合は資本金の制限で中小企業の枠にはまらなかったり、何が大学発ベンチャーなのかという定義は明らかでないので、現時点で区切るというよりは大学の判断でそれは決めていけばいいのではないかと思います。

ですから、文面として余り細かくではなく、今のような形で大まかに決めておいた上で、文部科学省とか経済産業省の方で実際の行政上の措置をとられたらよいと思います。

会長 これは文科省が相当頑張っていて、財務省と交渉しないといけない課題ですので、その段階でいろいろな議論が出てくると思います。しかし、少なくとも大学発ベンチャーは可能でないという意味がないと思います。

問題はここに書く必要性というか、書かないと何かデメリットがあるかどうかということだろうと思います。

委員 委員が、どうしていけないとおっしゃったのか、その理由を少し御説明いただきたいと思います。

委員 いけないと言うのではなくて、大きくりに書いてしまうと、なぜ株式を取らなくてはいけないかということがよく見えなくなってしまうのではないかという感覚でした。

会長 御議論いただきましたとおり、このままで皆さんがいいということであればこのままにしたいと思います。少なくとも大学発ベンチャーはこの対象として除かないでいただきたい、それを対象にしていただきたいということだと思います。

委員 進めるとか、認めるとか、奨励するというところで、その強弱を話し合われていますが、日本を引っ張る起業家精神がないというのは認めるように、世界の競争力では60位であり、本来特許というのは世の中でどれほど成功するかどうかもわからないものを一生懸命やるわけです。事業会社側もそうなんです。

そのときに、実はお金というよりは本当は「奨励する」ということが一番望ましいんです。両者にとってもいいでしょうし、成功したときその暁には

大学は、会社が上場だとすれば非常に大きな株価価値を持ちますので、これこそ私は奨励するという言葉があってもいいように思うんですが、いかがでしょうか。

会長 どこを奨励するんですか。

委員 ここの認めるということですね。ほかにも奨励するというようなことはありますが、これが一番であると思います。

会長 これは今、認められていないんです。ですから、まず認めないといけない。

委員 23ページ(5)で、文章の意味と言葉が合っていないように思います。1行目と2行目、「優れた研究成果を価値ある知的財産とするためには」、「知的財産関連業務を効率的に実行する」とあります。これは「適切に」とか、いい研究成果を特許にしてくださいというところだろうと思いますので、効率的という文章は少し違うのかという感じがします。

会長 今の御提案について何かございますか。これは訂正していいですね。

委員 産業界の意見をお聞きしたいのですが、17ページに「各企業の産学官連携の窓口を明確化する」といううたい方をされています。一方大学側においては、知財本部とかTLOが制度的には立ち上がってきています。産業界から見たときに、この辺に対して何か見解はございますか。

委員 17ページで、産業界側に要求されている部分がございます。大学側が窓口を一本化していく、これは我々も望むところがございます。企業側に求められている窓口の機能は、1つは目利きとしてアクセスしていくところと、契約に落とししていくところ、それをまとめて一本化するというのは非常に難しいと産業界の場合は考えています。したがって、その辺を分けて御理解いただくと、この表現でもいいのかと考えております。

会長 恐らく、何でも同じ課に行けばすべてそこで用が足りるということではないと思うんです。しかし、そこが窓口になって話が通るようにしていただきたいということだろうと思いますから、委員のおっしゃっていることは矛盾しないと思います。

委員　むしろ大学側に知財本部が存在し、T L Oも存在している。そうすると、大学側に企業側が積極的にアプローチしようとするときに、何か不都合が生じていないかという質問をしているわけです。ないというのであれば、それで結構です。

委員　御趣旨はよくわかりました。これは、大学内部での機能分担だと思います。権限と窓口の一本化がセットになっており、それがT L Oであることが明確になっているのならばT L Oで構わないと考えております。

委員　大学における知的財産本部あるいはT L Oの役割分担というのは、企業の方から見るとある意味ではまだまだプリミティブな段階だと思うんです。ですから、その一元化はそれぞれの大学でやっていっていただけののではないかという期待は持っております。少しはこれでもよくなるだろうという期待はしております。

会長　始まったばかりですので、企業からごらんになって、こうしてほしい、ああしてほしいということは個別レベルで山ほどあるのではないかと思います。

委員　各大学でT L Oと知財本部の関係が微妙に違っており、T L Oがない大学もありますし、逆に知財本部がなくT L Oだけのところもあったりするので、全体を指して示すときにはこのような書きぶりしかないのかなと思っております。

ただ、T L Oと知財本部の関係等々も各大学によって違うということは、この関係を明確にして産業界に示すべきという項目を入れた方がよいという御指摘であれば、それはあった方が、より明快になると考えております。

会長　どこですか。

委員　どこにも書かれていないところですが、もし委員の指摘がそういうところにあるならばということです。

委員　産業界は問題を抱えていないということですから、もう結構です。

委員　問題を書いていないと、さほど期待されていないという面も出てき

ます。知財本部やTLOの、それぞれ全国的な連携を図る、あるいは、海外の機関との連携を図る、そこまでは入れていただいています。企業側からに限らず、外からアプローチするときに、TLOでも大学でも結構ですが、どこか1か所にアクセスすれば大体移転情報、権利の管理、管理情報、専門家の人材のデータベースとか、そういうものが一発でわかる仕掛けが必要ではないか。ワンストップショップと申し上げていますが、それは企業側に限らず、TLO相互間でも、あるいは大学相互間でも必要だと思います。これは、最終的には一元化のようになさったらよろしいのではないかと思います。

委員 そういう意味からいうと、16ページの(3)のii)に、知的財産本部とかTLOが整備された大学は、未整備の大学の手伝いをしなさいという項目があります。そういう意味で未整備の大学も整備しなさいということが趣旨であって、よその大学の設立の手伝いをするのはいいのですが、業務そのものの手伝いをするという意味では窓口の一本化からは矛盾すると感じております。

会長 独自の一本化というのは前から言われていることで、それはどこかに書いていなかったですか。

事務局 前回の報告書で書いて、それをより具体的にさせていただいたということでございます。

会長 委員がおっしゃったように、ネットワークとか海外というのは新しい。少なくとも海外は新しいと思います。そこは前提として、一本化が足らなければ、足りないから持ってくれと言ってももいいかもしれないです。今はどこの大学もそれは努力しているのではないかと思います。

文部科学省 まだまだ努力不足で私どもも頑張りますが、現在、知財本部を整備しております。知財本部がないところも含めて、地域共同研究センター等で窓口を一応一元化いたしまして、各大学は産業界へ積極的に発信しております。

ただ、TLOとの関係が法人化後にうまくいくかどうかという懸念もあり、御指摘いただいています。特に今回は大学の知財本部とTLOの連携の強化でさまざまな御提言をちょうだいし、こういう報告をいただいたら、更に各大学に連携を強めることを奨励していきたいと思っております。

委員 違う点でよろしいですか。14ページの2つ目のパラグラフの「知的財産権の帰属に関する大学内における取扱いルールが、教員・職員と大学院生・大学生では異なることを外部に対して周知することを促す」、ここはむしろ内部で周知した方がいいので、「外部」を取った方がいいのではないと思います。

会長 ここは新しく加えたのですよね。

事務局 特に大学が理解した上で、全部同じように権利をくださいということではなくて、扱いが違うということを手相手方にもよく知っていただきたいということです。大学側がもっと努力をしてくださいと言いたいために書いたことでございます。

会長 「外部に対して」という文字を取った方がいいのではという御提言ですが、いかがでしょうか。特に御異論がなければ、取るようにいたします。

本日いただいた御意見を基に必要な修文を行い、最終まとめとして来週行われます総合科学技術会議に報告をさせていただきます。細かいところについての御指摘もたくさんありましたが、報告案の調整については会長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいですか。

うまくとんとん拍子に総合科学術会議で承認されることを期待しますが、文章の修文が入る可能性もありますので、そこは御了解いただければありがたいと思います。

閉会に先立ちまして、本日の会議資料につきましては公開として取り扱わせていただきますが、よろしいでしょうか。来週の総合科学技術会議の承認が得られたものが本物となりますから、案のままで公開をさせていただきますので、そこもお含みいただきたいと思います。

それから、前回19回と今回20回の議事録案につきましては、発言者の皆様に今後御確認をいただいて公表等の取扱いをさせていただきますが、会長一任として公開させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、本日の会議を終了させていただきます。本調査会はとりあえず一段落となります。これまで、大変密度の濃い御議論をいただき心から感謝を申し上げます。知財戦略についてどんどん世界中も動いておりますので、ま

た新たに検討が必要なことが起きてくるに違いないと思います。そのときはまたお声をかけさせていただきますので、御審議に参加していただきたくよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。